

中山町森林整備計画

計画期間〔 自 令和 7年 4月 1日 〕
〔 至 令和17年 3月31日 〕

令和 7年 3月 策 定

山 形 県
中 山 町

中山町位置図



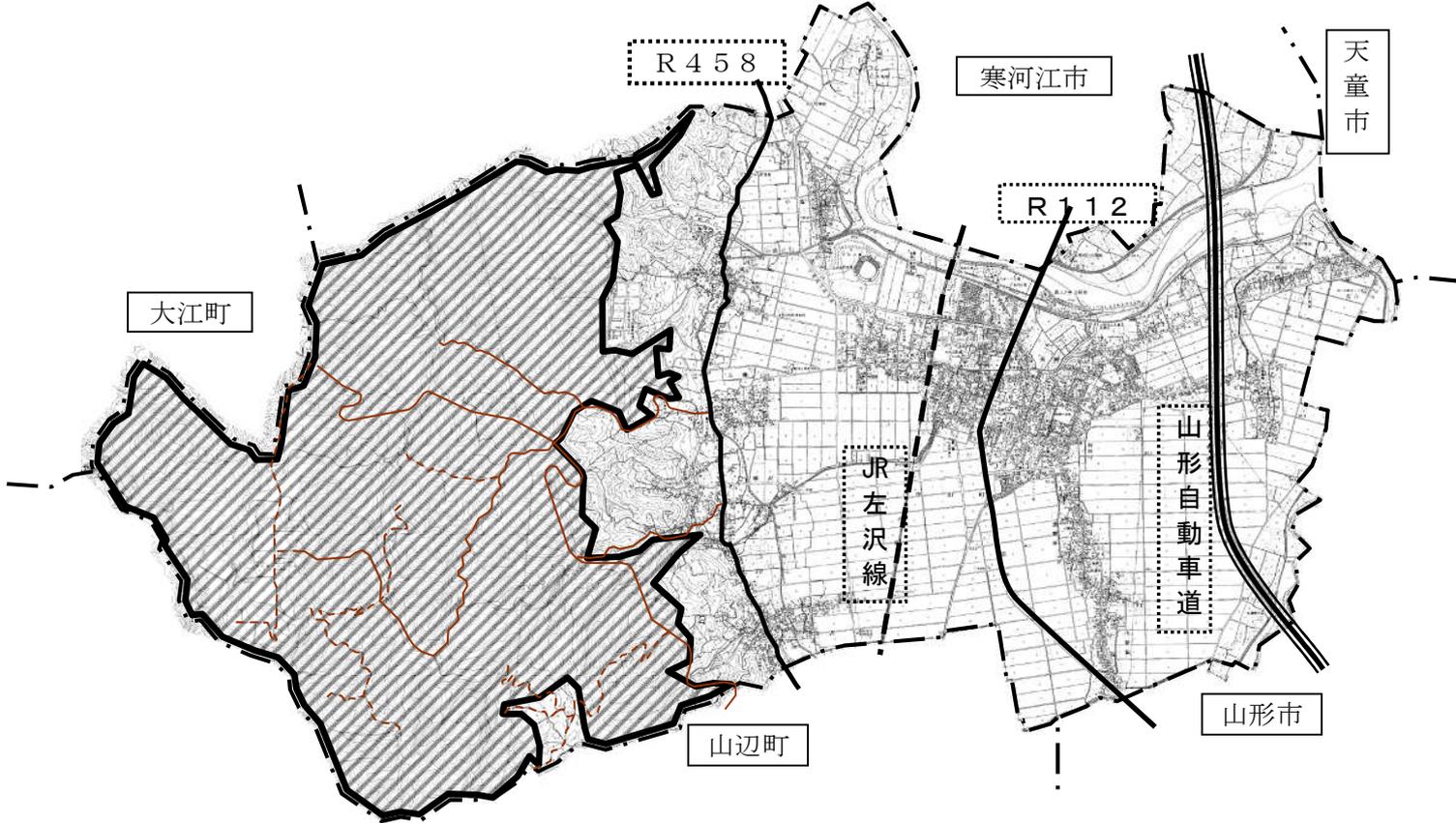
位置

極東東経140° 19' 極西東経140° 12' 東西9.7km
 極南北緯 38° 18' 極北北緯 38° 21' 南北4.8km

面積

31.15km²

凡	例
— · — · — · — · — ·	市町村界
	民有林
====	自動車道
————	国道
———	町道(森林内)
- - - - -	農道
— — — — —	鉄道



目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P 1
1	森林整備の現状と課題	P 1
2	森林整備の基本方針	P 1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P 3
II	森林整備の方法に関する事項	P 3
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	P 3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	P 3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 4
3	その他必要な事項	P 7
第2	造林に関する事項	P 7
1	人工造林に関する事項	P 7
2	天然更新に関する事項	P 8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P 10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 10
5	その他必要な事項	P 11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	P 11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 11
2	保育の作業種別の標準的な方法	P 11
3	その他必要な事項	P 12
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	P 12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P 12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 14
3	その他必要な事項	P 16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	P 17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P 17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	P 17
5	その他必要な事項	P 17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	P 18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 18
4	その他必要な事項	P 18

第7	作業路網とその他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	P 18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 19
3	作業路網の整備に関する事項	P 19
4	その他必要な事項	P 19
第8	その他必要な事項	P 19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 21
4	その他必要な事項	P 22
III	森林の保護に関する事項	P 22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	P 22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 22
2	その他必要な事項	P 22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	P 22
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法	P 23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	P 24
3	林野火災の予防の方法	P 24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 24
5	その他必要な事項	P 24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	P 25
1	保健機能森林の区域	P 25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	P 25
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	P 25
4	その他必要な事項	P 25
V	その他森林の整備のために必要な事項	P 25
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 25
2	生活環境の整備に関する事項	P 26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	P 26
7	その他必要な事項	P 27

(附) 参考資料

中山町森林整備計画概要図

中山町森林整備計画ゾーニング図

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

当町は、山形県のほぼ中央に位置し、東西に9.7km、南北に4.8km、総面積は31.15km²で、県都山形市をはじめ、天童市、寒河江市、山辺町、大江町の各市町と接している。

地勢は、寒河江市との境界を東西に流れる最上川と山形市との境界沿いを南北に流れる須川との合流する複合三角洲地帯で肥沃な農地を形成する東部地域と、出羽丘陵東端に位置する標高150~400mの山麓山間地帯で形成されている西部地域に区分される。森林面積は1,000haで総面積のおおよそ32%を占め、すべて民有林となっている。

山麓山間地帯でも古くから果樹を主とした農業が営まれており、また農地開発等により優良な果樹園等が造られていること等により林業を専業とする者は無い。また、作業路網において林道として整備されたものは無く、すべて農業関連の道路として管理されている。以上の状況から、森林の整備は木材等の生産供給や自然環境の保全等の公益的機能が生活に結びつくよう推進していく。

2 森林整備の基本方針

再生可能な資源である森林資源は、利用期を迎え主伐した後、再造林を行うことで保続される。「植える→育てる→伐採する（使う）→植える」という健全な森林サイクルを維持することで、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用が可能となる。

そのため、県では、森林資源を活用し雇用創出や地域の活性化を図るため、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」、通称「やまがた森林（モリ）ノミクス推進条例」を制定し、県民総参加で「やまがた森林ノミクス」を推進している。

併せて、平成31年4月からは、これまで活用されていない森林の経営管理を市町村が主体となって進める「森林経営管理法」（新たな森林管理システム）が施行されたことから、県、市町村及び林業関係団体と一体となって新たな制度を効果的に機能させ、森林資源の循環利用の促進に繋げていく。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

区分	発揮を期待する機能	望ましい森林の姿
機能森林 水源かん養	機能 水源かん養	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

区分	発揮を期待する機能	望ましい森林の姿
土壌保全機能森林 山地災害防止／	土壌保全機能 山地災害防止／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
形成機能森林 快適環境	形成機能 快適環境	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能森林 レクリエーション	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
保健文化機能森林	生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林
機能森林 木材等生産	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

発揮すべき森林の公益的機能の種類に応じた適切な施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、森林を重視すべき機能に応じ下記の5区域に区分する。

① 水源かん養機能

樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。また、立地条件や市民のニーズ等に対し天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

災害に強いまちづくりを形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。山地災害の発生の高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及び適切な管理を推進していく。

③ 快適環境形成機能

該当なし

④ 保健・文化機能

該当なし

⑤ 木材生産機能

木材の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を育成させるための適切な造林、間伐などの保育を推進する。将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林・林業・木材関係者等の合意を図りながら、森林施業の促進と合わせて林業に従事する者の確保に努め、高性能機械等の導入ができる環境の整備を図る。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。また、施業の方法については、次に示す施業の方法に従って適切に行なうものとする。

合わせて、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

地 域	樹				種	
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹	
					用材	その他
町内全域	50年	45年	40年	55年	75年	30年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、伐採地が連続しないように、隣接する伐採地間は主林木の樹高程度の間隔をあけることを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全を考慮した方法とし、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

(1) 育成単層林

育成単層林にあつては、気象、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ、実施することとする。

① 成長量が比較的高い森林については育成単層林として資源の充実を図り、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、針広混交林化等による育成複層林に誘導を図るものとする。

② 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ1箇所当たり伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。

a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

なお、択伐率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）を標準とする。

b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。また、高度な公益的機能を期待する森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図るものとする。

- ③ 主伐の時期については、高齢級の森林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図るものとする。

なお、人工林の標準的な施業体系における主伐時期の目安は下表のとおりとする。

【人工林の標準的な施業体系における主伐時期の目安】

積雪地帯 区分	樹種	地位	標準的な施業体系			主伐時期 の目安林 齢(年)
			生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	
小雪 (積雪深 100cm 未満)	スギ	Ⅰ	中径材	中仕立て	2 8	3 5
			大径材	〃	3 2	4 5
		Ⅱ	中径材	〃	2 8	5 5
			大径材	〃	3 2	7 5
		Ⅲ	中径材	〃	2 2	7 0
		多雪・ 豪雪 (積雪深 100 ~ 400cm 未満)	スギ	Ⅰ	中径材	中仕立て
大径材	〃				3 2	4 0
Ⅱ	中径材			〃	2 8	5 0
	大径材			〃	3 2	7 0
Ⅲ	中径材			〃	2 2	6 5

※ 山形県におけるスギの生産管理基準(昭和54年3月作成)及び山形県スギ林分収穫予想表(昭和55年10月作成)による。

注 地位Ⅰ：40年時の上層木の平均樹高が18.8m以上、地位Ⅱ：14.1m~18.8m未満、地位Ⅲ：9.4m~14.1m未満とする。

- ④ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

- ⑤ 皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じることとするが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮することとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、**伐期は30年程度**とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月の間に伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとする。

(2) 育成複層林

育成複層林にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ、実施するものとする。

- ① 主伐に当たっては、複層林状態の森林を維持する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。
 - a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

なお、択伐率については、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林よる場合あつては 40%以下）を標準とする。
 - b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮する。

※「漸伐」については、巻末用語解説を参照のこと。
 - c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。
- ② 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。
- ③ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記（1）育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。
- ④ 希少な生物が生育・生息する森林等生物多様性保全機能が属地的に発揮が求められる森林については、必要に応じ天然生林への誘導を図るものとする。

(3) 天然生林

天然生林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、保全・管理を行う。また、最小限の人為による森林で、公益的機能発揮のため持続的な維持・管理が必要な森林や継続的な資源利用を図る森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導するものとする。

適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

① 最小限の人為による森林の主伐に当たっては、前記（２）育成複層林施業の留意事項によるものとする。

② 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

（４） その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（１） 人工造林の対象樹種

人 口 造 林 の 対 象 樹 種	
（針葉樹）	スギ、カラマツ、アカマツ、ヒノキ
（広葉樹）	コナラ、ミズナラ、トチノキ

※ 花粉発生源対策の加速化を図るため、可能な範囲で花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の植栽に努めるものとする。

※ 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（２） 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す本数を標準として決定するものとしつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中仕立て 密仕立て	2,000～3,000	

※ なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町等と相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとする。また、標準的な樹種としては、人工造林の対象樹種は、スギ、アカマツ、カラマツを主体とするが、適地適木を旨とし郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を選定するものとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	植穴を大きく掘り十分に耕転して植え込む方法で、普通植えよりも埋幹部分が長くなり二次根の発生が良いといねい植えを基本とし、植栽配列は正方形植えを標準とする。 なお、再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	苗木の生理的条件及び気象条件等を考慮し、適期に植え付ける

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林による更新は、皆伐によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内、択伐によるものについては原則5年以内に更新するものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとし、特に公益的機能別施業森林においては、確実に天然更新が図られることが見込まれる場合を除き、原則として人工造林を実施するものとする。
--------------	--

(4) 皆伐後の更新に関する方法

皆伐後の更新に関する方法	将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新に当たっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。 また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。
--------------	---

2 天然更新に関する事項

- (1) 天然更新の対象樹種に関する指針に基づき立地条件等を勘案し、以下の通り定める。

天 然 更 新 の 対 象 樹 種	
(針葉樹)	アカマツ
(広葉樹) ※	ナラ類、ブナ、ケヤキ

※ なお、標準的な対象樹種としては、アカマツ、ナラ類、ブナを主体とする。
適地適木を旨とし、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を選定するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、下記に示す方法を基準として行なうものとする。

(ア) (1) の中に含まれる天然更新の対象樹種および本数

樹 種	本数
アカマツ、ナラ類、ブナ等	天然更新すべき本数は、「山形県における天然更新完了基準」の6により、伐採後5年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が1.2m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が2,500本/ha以上とする。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は2,000本/ha以上とする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	地表面の落ち葉などを剥ぎ取る。
刈出し	ササなどの不用低木を刈り払う。
植込み	更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優勢なものを1株3～5本程度残し萌芽整理を行う。

※なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(ウ) その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて」を踏まえ判断に必要な事項やその具体的な基準を定めた「山形県における天然更新完了基準について」によるものとする。また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新すべき期間	<p>森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に天然更新を図るものとする。</p> <p>ただし、上記までに天然更新すべき本数が満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。</p>
----------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、定める。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) の基準による森林は下表のとおりである。

森 林 の 区 域	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林 ・ 天然稚樹の育成が期待できない森林 ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林。 	個々の森林の所在は、森林簿による。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 天然更新すべき本数

2の(2)の(ア)による。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成された人工造林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育が適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

また、間伐が適正に実施されていない森林にあつては、「やまがた緑環境税事業」等により森林を整備する取り組みに関し、県、森林組合等と連携を図りながら円滑な事業実施に取り組んでいくものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、森林の立木の成育の促進及び利用価値の向上を図り、気象害及び病虫害等から育林木を守り健全な林分を保つため、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (ha当り)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	育成単層林施業 (小雪地帯) 生産目標 小・中・大径材	2,500本	14	17	26	35	44	間伐は、林冠がうっ閉する成長競争が始まった時期に開始するものとする。 初回6% 2回目7% 3回目8% 4回目17% 5回目18% の範囲内で実施する。	地域性 (多雪、小雪) に応じて

注：この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域の地位3による。

() 書きは、除伐または、地域に応じて、間伐で生育状況により実施するものとする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、地域における既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、

作業方法その他必要な事項に応じて実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 19	20 ～ 30	
雪起し	少雪			△	○	○	○	○	○	○	△					幹の通直性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行う。
	多雪豪雪			△	○	○	○	○	○	△	△	△	△			
下刈	スギ	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△			造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜けでるまで行う。実施は造林木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するなど、作業の省力化・効率化に努めることとする	
除伐														△	形質不良木等の除去、有用な広葉樹等は保存する。	
枝打														△	△	病虫害等の発生予防と材の完満度を高め、優良材を得る。
つる切														△		樹冠を覆って被圧する害を防ぐ。
根ぶみ			△													
林地肥培			△	△	△									△	△	
鳥獣防止対策		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

注) 1 : ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

2 : 保育作業は必要ない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準を超えても作業を継続するものとする。

3 その他必要な事項

搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

る。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、下記のとおり定める。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林・干害防備保安林・山形県水資源保全条例に定める水源保全地域等の水源かん養機能に関する法令により指定されている区域や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林・地域の用水源として重要なため池や湧水地の周辺に存する森林・水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源かん養の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐については、伐採による機能低下防止を図るため、標準伐期齢+10年以上を標準とし、皆伐については1箇所当たりの面積20ha以下を標準とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。森林の区域については、別表2により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

- ① 土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
該当なし。
- ③ 保健機能の維持増進を図る森林
該当なし。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、原則として公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をすべき森林については、「複層林施業を推進すべき森林」とし、それ以外の森林については、「複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）」とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上の林齢とする。また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。それぞれの森林区域については別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び該当区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開発状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体とし森林施行を行なうことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林として定める【別表1】

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の期間及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。この場合森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3林班, 4林班, 5林班	841.58
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成	土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森 4林班ホー1, トー32, 94, 5林班ロー2, 4, 7, 9, 12, 15, 16, 17, 22, 24, 29, 30, 32, 33, 34, 36, 39, 41, 43, 52, 53, 54, 57, 58, 59, ハー149, 152, 162, ニー4~8, 26~29, 46~50, 52~59, 61~65, 134~137, 140, 145, 146, 153,	115.51

の機能又は 保健機能の 維持増進を 図るための 森林施業を 推進すべき 森林	林	158, ホー18, 20 1 林班ハー58~60, 3 林班ホー26~39, 3 林班へー1~34, 4 林班イー1~5, ロー1~35, トー2, リ 3, 4, 10, 11, 28, 34, 45, 47, 49~56, 65~ 89, ヨー3~6, 13, 14, 20~26, 33~38, 45 ~48, 50~52, 59~63, 67, 68, ター6~8, 5 林班イー87, ハー1~5, 7~18, 27~ 30, 32~35, 37~44, 53, 54, 57~63, 76, 89, 91~96, 109~116, 119~125 ホー27~28, 35, へー6, 17~20, 57~59 トー7, 8, 15, 16, 24~26, 40, 41, 77, チー1~5, 8~13, 21, 22, 33~37, 42, 43, 50, 51, 55, 56, 58, 59, ルー8, 9, 20~27, 35~44, 46~60, 64, 66, ヲー54, 56, 61~ 68, 71, 76~80, 82~89	
	快適な環境の形 成の機能の維持 増進を図るため の森林施業を推 進すべき森林	該当なし	
	保健機能の維持 増進を図るため の森林施業を推 進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を 図る森林	5 林班二-70~133, 138, 139, 141~144, 147~152, 154~157, 159~162	35.97	

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源のかん 養の機能の 維持増進を 図るための 森林施業を 推進すべき 森林	主伐については、 伐採による機能 低下防止を図る ため、標準伐期齡 +10年以上を標 準とするととも に、皆伐について は一箇所当たり	3 林班, 4 林班, 5 林班	841.58

	の面積を20ha以下を標準とする。		
区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	主伐については、択伐による複層林施業のほか、複層林施業又は標準伐期齢の概ね2倍の長伐期施業を標準とする。なお、皆伐について(育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業)は一箇所当たりの面積を20ha以下を標準とする。	4 林班ホー1, トー32, 94, 5 林班ロー2, 4, 7, 9, 12, 15, 16, 17, 22, 24, 29, 30, 32, 33, 34, 36, 39, 41, 43, 52, 53, 54, 57, 58, 59, 62, 63, ハー149, 152, 162, ニー4~8, 26~29, 46~50, 52~59, 61~65, 134~137, 140, 145, 146, 153, 158, ホー18, 20 1 林班ハー58~60, 3 林班ホー26~39, 3 林班へー1~34, 4 林班イー1~5, ロー1~35, トー2, リ 3, 4, 10, 11, 28, 34, 45, 47, 49~56, 65~89, ヨー3~6, 13, 14, 20~26, 33~38, 45~48, 50~52, 59~63, 67, 68, ター6~8, 5 林班ハー7~18, 27~30, 32~35, 37~44, 53, 54, 57~63, 89, 91~96, トー7, 8, 15, 16, 24~26, 40, 41, 77, チー1~5, 8~13, 21, 22, 33~37, 42, 43, 50, 51, 55, 56, 58, 59, ルー8, 9, 20~27, 35~44, 46~60, 64, 66, ヲー54, 56, 61~68, 71, 76~80, 82~89	108.78
	択伐以外の方法による複層林施業	該当なし	
	択伐による複層林施業	5 林班イー87, ハー1~5, 8~11, 76, 109~116, 119~125 ホー27~28, 35, へー6, 17~20, 57~59	6.73

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期委託を促進するものとする。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等に当たっては、森林経営計画の計画期間内に林業事業体が自ら経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限や伐採した木の処分権限、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を明確にすることに留意し契約を締結するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

経営管理されていないと思われる森林の所有者に対し森林経営意向調査を実施し、所有者自らが実行できない場合には町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林及び意欲と能力のある林業経営者に再委託するまでの間の森林については町が経営管理を行うなど森林経営管理制度の活用にも努め、森林資源の適切な管理を図るものとする。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化を図るため、森林組合等と連携を取りながら森林所有者との合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合を核とした効率的な森林施業が図られるよう、森林所有者に対し共同化の啓蒙に努め計画的な森林施業を推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上での留意事項

高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を、森林組合への委託等により計画的かつ効率的に推進するものとする。

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施行は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道や林業専用道、森林作業道等車両や林業機械が走行する路網について効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網を整備し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで、効率的な作業システムを構築するものとする。路網密度の目標は下表のとおりとする。なお、当町では林道、林業専用道はないが、森林作業道を効率よく配置するものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

② 基幹路網の計画に関する事項

該当なし。

(2) 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から山形県森林作業道作設指針により開設する。

② 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき管理者を定め、台帳を作成して森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の適正管理の推進を図るため、県、森林組合等の関係機関と連携を図りながら林業担い手の確保に努める。

(1) 林業労働者の育成

関係機関と一体となり、林業への新規参入、女性の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れなど裾野の拡大による林業従事者の確保及び育成に努める。

(2) 林業後継者等の育成

関係機関と一体となり、後継者対策の推進に努める。

○活動拠点施設の整備

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

関係機関と連携を図りながら、地域における地形等の諸条件を勘案し、作業の効率化を図られるような環境整備を進めながら、機械化を推進する。

また、関係機関と連携しながら操作技術等の向上に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業システムの高度化については地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組む。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

林業機械の促進方向を踏まえ、高性能を主体とする林業機械の導入目標を次表に示すとおり設定する。

区分	作業システム	機械クラス	路網密度	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込み	搬出
緩傾斜地 (25°以下)	車両系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100m/ ha 以上	チェーン ソーま たは ハーベ スタ	グラッ プルま たは ハーベ スタ	プロセ ッサ または ハーベ スタ	フォワ ーダ または グラッ プル	フォワ ーダ
中傾斜地 (25°～ 30°)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100m/ ha 以上	チェーン ソーま たは ハーベ	グラッ プルま たは ハーベ	プロセ ッサ または ハーベ	フォワ ーダま たは グラッ プル	フォワ ーダ

				スタ	スタ	タ	ル	
急傾斜地 (31～ 35°)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 30m/ ha 以上	チェンソ ー	スイング ヤーダま たは タワー ヤーダ	プロセ ッサま たは ハーベ スタ	フォワ ーダま たは グラッ プル	フォワ ーダ
急峻地 (35°超)	架線系	0.20級	概ね 30m/ ha 以上	チェンソ ー	スイング ヤーダま たは タワー ヤーダ	プロセ ッサま たは ハーベ スタ	フォワ ーダま たは グラッ プル	フォワ ーダ

参考：山形県森林作業道作設指針（H23.3.24 制定）

- 注) ハーベスタ : 伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械
 プロセッサ : 土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械
 フォワード : 玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用
 の車両
 スイングヤーダ : 主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車と
 して、そのアームをタワーとして使用するもの。
 タワーヤーダ : 架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校
 等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段
 階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保
 険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の
 確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の
 促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を
 実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普
 及指導に積極的に取り組む。

また、林業機械化の促進については、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレー
 ターの養成により、森林組合や民間組織等で所有している高性能林業機械の効率
 的な活用を促進するよう努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保
 続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、
 工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等
 の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を
 低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受等をする木材関連事業者の取り扱うすべての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組みを着実に進める。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

本計画区での鳥獣害防止森林区域の対象となる鳥獣は、ニホンジカとする。

(1) 区域の設定

該当無し。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当無し。

2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除又は火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林病虫害の被害対策について、松くい虫やナラ枯れ等による被害の未然防止及び早期駆除等に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及活動に努めるものとする。

森林の保護管理については、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、状況に応じ適期に適切な保護を行なう。

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林に重点を置いた防除対策を実施する。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

(ア) 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

① 地区保全森林（町長指定）

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な森林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

② 地区被害拡大防止森林（町長指定）

地区保全森林への拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底する。

(イ) 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況等を勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林の飛び込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

(エ) 松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、チップ、ペレット等バイオマス利用を含めた松材の流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用促進を図るものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況に応じた適切な防除対策を実施するものとする。

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の早期発見及び早期防除に努める。特に景観に配慮した防除を実施していく。なお、森林病虫害の

まん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者へ指導等を行なう。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、森林組合、森林所有者等による被害対策や防除実行を行なうため連携を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ア 鳥獣害防止区域外における野生鳥獣による森林被害の対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図るものとする。

鳥獣による被害対策について、食害や剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業の応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻等の予防やノネズミ被害等の拡大を防ぐための防除等森林被害対策について検討していく。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとする。また、地域住民に対する防火対策について普及啓蒙等を実施する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

1 団地における1回の火入れの対象面積は、2 ha を超えないものとする。ただし、火入れ地を2 ha 以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消化したことを確認してから次の火入れを行なう。なお、火入れを行なう場合は、中山町火入れに関する条例を遵守すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害等の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除をする必要がある場合等については、町長が個別に判断するものとする。

森林の所在	伐採促進すべき理由	備 考
該当なし		

- (2) その他
該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事

項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの第1の鳥獣害の防止に関する事項、第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規程に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条1項ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
中山町森林区域	1～5	991.00

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

4 森林の総合利用の推進に関する事項

人とのふれあいの場として、景観や生態系を重視する森林整備に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林所有者の協力と理解を得て、町民参加による植樹祭等のイベントを行う。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林簿や林地台帳等を基に、適切な経営管理がされていないと思われる森林所有者への意向調査を行い、必要に応じて市町村森林経営管理事業を実施する。

7 その他必要な事項

(1) 森林の土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

太陽光発電施設など大規模な施設を設置する場合には、雨水の浸透能や

流水量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められているため、立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われるので留意しなければならない。

② 制限林の施業

森林法第34条の2で定められている制限林における立木の伐採においては、該当する制限にしたがって施業を実施するよう留意しなければならない。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国、県等の指導及び森林組合との連携を密にし、森林整備の普及啓蒙や林業経営意欲の向上等に努めるものとする。

(4) 森林病虫害防除に関する事項

本町における松くい虫の被害面積は、昨今減少傾向にある。このため、森林の被害防止を図るため、森林の機能に応じて、予防に対してより注力するなどの防除事業を講じる等の対策を実施する。

(5) 町有林の整備

該当なし

※漸伐：広域の森林を更新するために、天然に散分された種子が生育できるよう数回にわたって伐採すること。